○農林水産省令第二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
別表第四（第二十三条関係）	
大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	
一～三　（略）	（略）
四　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。	
五　（略）	
六　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。	
七　（略）	
（削る。）	
八～十三　（略）	
十四　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。	
十五　（略）	
（削る。）	
十六・十七　（略）	
十八　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるじんべえざめの採捕は、禁止する。	
十九～二十一　（略）	
二十二　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。	

改正前	
別表第四（第二十三条関係）	
大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	
一～三　（略）	（新設）
四　（略）	
五　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。	
六　（略）	
七　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。	
八～十三　（略）	
（新設）	
十四　（略）	
十五　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。	
十六・十七　（略）	
（新設）	
十八～二十　（略）	
（新設）	